中小企業
ＰＬ保険

会員企業の「もしも」に備えるＰＬ保険

国内でのリスクにしっかり対応

製品リコールに万全の備えを！

製造事業者や輸入事業者にとっては、消費者の安全、安心を確保するために、取り扱う製品に起因する事故が発生しないようにすることが、何よりも重要な責務である。一方、いくら安全管理を周到に行っても、製品事故をなくすことは困難であることから、発生した場合の備えも重要になる。

もしも、人的危害が発生あるいは拡大する可能性があることに気づきながらリコールなどの適切な対応を取らなかった場合には、単なる行政処分にとどまらず、賠償責任訴訟や刑事事件に発展することもある。企業としてのモラルも問われよう。事故の発生や兆候を発見した段階で、迅速、的確にリコールを実施することが対策の要点といえる。

幅広い製品で実施されるリコール

「リコール情報サイト」（消費者庁ホームページ、平成25年４月９日時点）によると、製品区分別のリコール公表件数は、車両・乗り物が８２８件、家電製品が２８９件、食料品が１６８件、保健衛生品が１３４件、被服品が１０８件であり、このほか住居品、建物・設備、文具・娯楽用品、光熱水品など幅広い製品にわたっている（表）。

リコールの理由としては、車両・乗り物では制動部分の不具合等、家電製品では電気系統の劣化による発火、食料品ではアレルギー物質の表示漏れ、保健衛生品では化粧品などの配合成分の表示漏れ、被服品では被服の製造過程におけるミシン針の混入や靴の設計ミスによる強度不足によるものが多かった。

リコール対策としての準備

事故の未然防止策をとっていても、事故をなくすことは困難であり、発生した場合の対策を考慮しておく必要がある。図は一般的なリコール実施フローであり、実際に製品事故が発生した場合にこのようなフローにしたがって、リコールを迅速かつ的確に実施できるようにマニュアルを作成しておくことが重要である。

万一、製品事故が発生した場合には、回収、交換、改修、代替品貸与など、リコールに多額の費用を要することはもちろん、被害者への賠償や訴訟に関わる弁護士費用、欠陥製品の設計変更、原因究明調査費用なども必要になる。

製品事故による被害や、企業の損失を最小限にするには、ＰＬやリコールの保険の加入など、経済的対策もあらかじめ講じておくことが重要なポイントである。

消費者庁リコール公表件数

製品	件数
車両・乗り物	828
家電製品	289
食料品	168
保健衛生品	134
被服品	108
住居品	93
建物・設備	41
文具・娯楽用品	32
光熱水品	16
その他	31

※件数は平成25年4月9日現在
出典：消費者庁HP「リコール情報サイト」

（図）リコール実施フロー

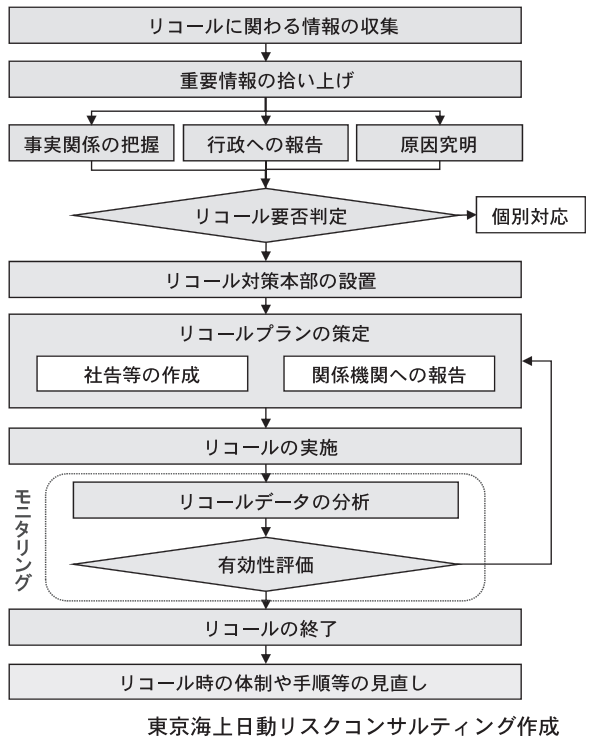

東京海上日動リスクコンサルティング作成

制度の概要

■ＰＬ事故に対する賠償損害への備え

「中小企業ＰＬ保険制度」は、ＰＬ法の施行に伴い、平成７年に創設。日本商工会議所、全国商工会連合会、中小企業団体中央会で構成する中小企業製造物責任制度対策協議会が保険契約者となり、参加保険会社14社による共同保険方式で運営している。

ＰＬ法に基づく賠償責任だけでなく、民法上の賠償責任（不法行為責任・債務不履行責任）も対象となる。従って、製造・販売業だけでなく、建設工事業の工事のミスなど、仕事の結果に起因する対人・対物事故も該当する。

なお、支払われる保険金は、法律上、被害者に支払うべき損害賠償金の他、訴訟となった場合に必要となる争訟費用等も対象になる。

■充実のリコール特約

消費生活用製品安全法により、製品の不具合による重大製品事故（死亡、重症、一酸化炭素中毒、火災）が発生した場合は、国への報告が義務付けられている。

同保険制度では、重大製品事故が発生した場合に行うリコールについて、その費用に対して保険金を支払うリコール費用担保特約を平成19年度にオプションとして追加。25年度からは、これまでのリコール費用担保特約（25年度からは「限定補償リコール特約」）に加え、新プラン「充実補償リコール特約」を追加する。

重大製品事故があった場合だけでなく、製品による他人の身体障害・財物損壊の発生またはおそれがあった場合や食品のアレルギー成分・品質保持期限の誤表示などがあった場合に実施するリコールに対応する。２つの特約から選択して加入することが可能で、最終完成品メーカーのみならず、部品製造や販売事業者のリスクもカバーする。

特約の加入タイプは、支払限度額が１億円と３千万円の２つがあり、リコールを実施することによって支出する費用損害の90％を限度に保険金を支払う。

支払われる保険金は、新聞や雑誌、テレビ、ラジオなどによる社告費用や回収生産物または代替品の輸送費用、廃棄費用などであり、このほか充実補償リコール特約については、回収生産物の修理費用や代替品の製造原価または仕入原価、リコール実施にあたってのコンサルティング費用なども対象になる。

現在、25年度の加入申し込みを受け付けている。保険料の見積りなど、詳細は引受保険会社の代理店までお問い合わせください。

※引受保険会社は、あいおいニッセイ同和損害保険、朝日火災海上保険、エース損害保険、共栄火災海上保険、現代海上火災保険、セコム損害保険、損害保険ジャパン、大同火災海上保険、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、ニューインディア保険、富士火災海上保険、三井住友海上火災保険

無担保・無保証人・低金利!!
設備資金は貸付利率0.5％低減（条件あり）
マル経融資

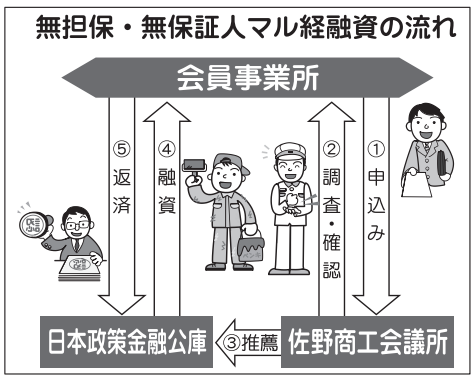

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）は、小企業の方々だけが利用できる国の融資制度で、当所の推薦により、無担保・無保証人・低金利で融資を受けられます。

現在、設備資金貸付利率特例制度の適用により、雇用の維持または拡大を伴う設備投資を行う場合には、完済までの期間、貸付利率が０・５％低減されます。（申込者が「雇用維持・拡大計画書」を策定することが必要になります）

《利用できる方》

○常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は５人以下）の法人・個人事業主の方

○商工会議所の経営指導員による経営指導を原則６カ月以上受けている方

○所得税、法人税、事業税または都道府県民税もしくは市町村民税（均等割を含む）について、納期限の到来している当該義務納税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く）を完納している方

○同一地区（原則）で最近１年以上事業を行っている方

○商工業者であり、かつ㈱日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

※融資には所定の審査があり、ご希望にそえない場合があります。

《融資限度》

１５００万円

（運転・設備資金）

《返済期間》

運転資金は７年以内

設備資金は10年以内

《利率》

※平成25年５月１日現在

運転資金　年１・55％

設備資金　年１・55％

・雇用の維持または拡大を伴う設備投資の場合は完済まで年１・05％

《こんな時に・・・》

●運転資金

仕入資金や諸経費支払資金に利用できます。

●設備資金

車両購入、機械設備の購入等に利用できます。

お申込み・お問い合わせは、当所経営支援課まで。直近２期分の決算書・確定申告書をご持参の上、ご相談ください。（阿部）

中小企業のためのBCP策定支援セミナー（基礎講習会）

【日　時】
6月19日(水)13時～17時
【場　所】
栃木県庁　研修館講堂
（宇都宮市塙田1-1-20）
【締　切】
6月5日(水)
【申込・問合せ先】
栃木県産業振興センター
TEL：028-670-2606
FAX：028-670-2616

受講料無料

5月31日は自動車税・軽自動車税の納期です

今月は、皆さんのご家庭に自動車税・軽自動車税の納税通知書が届きます。

納期限の５月31日㈮までに、忘れずに納めましょう。

金融機関・郵便局・コンビニエンスストアでも納税できます。

なお、心身に障がいを持つ方（障がい者と同一生計の方や常時介護する方も含みます）が所有する車で、一定の要件に該当すれば、減免（免除）になる場合があります。

詳しくは、自動車税については安足県税事務所（℡23―1458）、軽自動車税については佐野市役所市民税課（℡20―3007）までお問い合わせください。

会員親睦ゴルフ大会 開催

開催日　７月２５日(木)
場　所　唐沢ゴルフ倶楽部
唐沢コース

大会を盛会にするため賞品の協賛を募集します。ご提供いただける賞品がございましたら当所まで、ご連絡をお願いします。

詳しくは6月号に同封するチラシをご覧下さい。

決算書は申告するだけのものじゃもったいない！
読み方がわかれば手の打ち所がわかる！
6月17日(月) 13:30～19:30
佐野市勤労者会館　１Ｆ
経営者・幹部のための
決算書の活かし方（６Ｈ）セミナー
＊お問合わせ先＊
税理士法人 あさひ 佐野本部
☎0283-21-5556
info@keieishien.co.jp 担当：松本

NOAH FOREIGN LANGUAGE INSTITUTE
スーパービギナーから企業研修までNOAH, the Best!
ノア外語学院　検索
http://www.noahjpn.com
本校：佐野市相生町2816
TEL：0283-24-9569
MAIL：noah@sctv.jp
足利市大月町3-2 ハーヴェストプレース
TEL：0284-40-2188
Please come visit us!
NOAH Kids

第９回写真コンテスト写真展開催中
佐野商工会議所
５月22日(水)まで　選外作品を展示
佐野市観光物産会館
５月22日(水)まで　入選作品を展示
イオン佐野新都市ＳＣ
５月24日(金)から30日(木)
応募全作品を展示
主　催：佐野商工会議所・佐野市観光協会

会員限定 さの商工ニュースへのチラシ同封サービス
料金 １ヶ月１枚 25,000円（税込）
製品・商品のＰＲ、イベント等のお知らせに最適!!会員企業の皆さまのビジネスチャンス拡大のため、各種情報発信ツールとしてご活用ください！
問合せ先：当所業務課(TEL0283-22-5511)

オープンして10年目！！
この街でこれからも
煌めきと優しさで包み込む
レストラン営業中
創作フレンチ ランチ¥1,500～ ディナー¥1,800～
11:30～21:00
ウェディングスクェア
アルシオーネ・コート佐野
TEL 0283-23-8400㈹　レストラン直通 0283-85-8338
www.alcyone.court.jp

相続税対策・経営戦略・建設業許可申請
TAX ACCOUNTING
栢島会計事務所
税理士・行政書士 栢（カヤ）　島（シマ）　和　男（カズオ）
関東信越税理士会会員（第29058号）
佐野市植上町1668-3 TEL 22-6757

Labor and Social Security Attorney
社会・労働保険の手続代行
給与計算代行
就業規則の作成改訂
助成金の申請代行　他
岡安社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士　岡安 徹雄
佐野市大蔵町2927　〒327-0012
TEL.0283-22-5726 FAX.0283-24-5721